

第1号様式

令和 8 年度 就学援助申請書 (兼同意書・委任状)

(受付番号)※教育委員会記入

本部町教育委員会 教育長 宛

申請日: 令和 年 月 日

就学援助を申請いたします。申請内容に虚偽または過誤が判明した場合は、認定を取り消されても異議はありません。
(※判明時に既に支給されている場合は返金します)

申請者 (保護者)	※ご不明な場合はお問合せください		電話番号 (日中連絡可能な番号)	(続柄)
申請者 住所	〒 本部町字			

児童・生徒	氏名	世帯主との続柄	生年月日			学校名・学年			教育委員会記入欄
			年	月	日	学校	年	組	

※同居家族(同一世帯)以外に世帯外に配偶者(単身赴任等・事実婚含む)がいる場合も記入をお願いします。その場合は勤務先等の欄にご住所・勤務先の記入をお願いします。

上記以外の同居家族(同一世帯)※	氏名	世帯主との続柄	生年月日			勤務先 又は 学校名		収入額 ※教育委員会記入
			年	月	日			
申請者(保護者)	本人							

備考 ※該当項目がある場合はご記入下さい
 ひとり親世帯 (離婚 ・ 死別 ・ 未婚で養育) ※ (児童扶養手当受給: あり・なし)

住居の形態	1 持家 (住宅ローン 円/月)	2 賃貸 (家賃 円/月)
-------	------------------	---------------

申請理由	<p>該当する番号にまる (○) をつけてください。</p> <p>①生活保護が停止又は廃止になったため</p> <p>②市町村民税が非課税のため</p> <p>③その他特段の事情ある場合</p> <p>③の場合 <input type="checkbox"/> 申請する理由・収入・家庭状況を詳しく記入してください。</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	原則、①②以外は認定されません。	受付印

口座名義人 (フリガナ)	金融機関名	支店	種別	口座番号					前年度の 就学援助受給	
			普通						有・無	債権者No

※令和7年度に申請し認定を受けた世帯は、原則令和7年度申請時と同じ金融機関をご記入ください。

※新規申請者または新しく口座を指定される方は、通帳やキャッシュカードの口座番号等が確認できる面のコピーを添付してください。(ゆうちょ銀行は通帳のみ)

同意書・委任状

※学校を通じて保護者に申請書を配布しています。提出先は本部町教育委員会です。

- 1 就学援助の認定事務のため、裏面記載の世帯員の住民記録情報、所得・課税状況、児童扶養手当受給状況を閲覧することに同意します。(ただし、令和8年1月1日時点で本部町に住民登録がない方は情報がありませんので、前住所地の市町村から6月2日～6月19日までに令和8年度の所得課税証明書を各自で取り寄せ、教育委員会へ提出してください。※自治体により発行開始日が異なります)
- 2 学校徴収金等を滞納した場合は、就学援助費から差し引いて学校長へ支払いすることに同意します。
※学校長へ支払いする際に、教育委員会から保護者への連絡は行いません。
- 3 修学旅行費は、学校長の口座に直接振り込むことを委任します。
- 4 学校給食費は、給食センターに直接振り込むことを委任します。

令和 年 月 日 保護者氏名 ㊟

世帯外の方の口座を指定された場合のみ記入下さい。
にチェックをつけて氏名・住所・署名をお願いします

下記の口座名義人へ受取代理人を指定し、指定する口座への振込を委任します。 保護者署名

受取人氏名 () ㊟

受取人住所 () _____

注意事項

- ・就学援助は、毎年度申請が必要です。
 - ・申請書は保護者が直接、教育委員会に提出してください。(学校では受領しません)
 - ・申請書の提出期限：令和8(2026)年5月1日(金)～令和8(2026)年6月1日(月)
- ※令和8(2026)年6月2日以降に申請した場合は、申請した翌月からの認定となり認定月からの支給となります。ただし、新入学用品費は支給対象外になります。最終申請期限は令和9(2027)年2月26日までです。

支給費目・金額等一覧表

費目	小学校		中学校		支給時期	支給方法
	1年生	2年生～6年生	1年生	2年生～3年生		
① 新入学用品	41,100円 <small>※令和8年度小1で新規に認定された児童は8月に支給 ※令和8年度小1で令和7年度に認定の児童は支給済み</small>	/	47,400円 <small>※令和8年度中1で新規に認定された生徒に8月に支給 ※令和8年度小6で認定された児童は3月に支給 ※令和8年度中1で令和7年度に認定の生徒は支給済み</small>	/	左記のとおり	保護者
② 学用品	11,630円	13,900円	22,730円	25,000円	1回目：8月 2回目：3月 ※左記の額を2回に分けて支給	保護者 又は 学校長
③ 修学旅行費	修学旅行のある学年 一律10,000円 <small>※自己負担額が10,000円以下の場合、負担額を支給</small>		修学旅行のある学年 一律60,000円 <small>※自己負担額が60,000円以下の場合、負担額を支給</small>		修学旅行前後	保護者 又は 学校長
④ 学校給食費	/		※令和8年度は無償化のため、就学援助の認定世帯以外にも原則、保護者の負担はありません。 (認定者は就学援助から給食センターに振込みます)		適宜	給食センター 又は保護者
⑤ (オンライン学習) 通信費	令和3年4月以降にオンライン学習のために新たに通信費(携帯電話は除く)の契約をした世帯月の通信費の半額(上限)1,000円×(認定月数)※世帯毎 12ヶ月認定期間がある場合最大12,000円				適宜	保護者

※教育委員会記入欄※

判定	<input type="checkbox"/> 認定	認定開始月	月	認定(否認定)理由	備考欄
	<input type="checkbox"/> 否認定				
				【認定】 ① 生活保護が停止又は廃止 ② 市町村民税が非課税世帯 ③ その他 () 【否認定】 ① 課税世帯のため	